

## 境港市議会基本条例検証報告書

### はじめに

1) 私たち境港市議会は平成26年4月1日に『境港市議会基本条例（以下「基本条例」といいます。）』を施行、市議会改革推進特別委員会も設置し、基本条例にもとづく議会改革を進めています。

2) 条例は、第28条（条例の見直し）で「一般選挙を経た任期開始後2年をめぐり、条例の目的が達成されているかどうか検証し、その結果に基づき、必要に応じてこの条例の見直しなど適切な措置を講じなければなりません。」と定め、その見直しにあたっては、第2項で「検証と見直しにあたっては、市民の意見を聴く機会の確保に努めるものとします。」と定めています。

平成28年2月が任期開始後2年に当たることから、市議会は昨年7月から、この規定にそって条例で定めた理念や具体的課題に対し、どこまで達成できたのかできていないのか、残された課題は何かを明らかにする検証作業を開始し、その報告書（案）を境港市議会基本条例市民検討委員であった方に配布し、意見を求めてまいりました。

そこで寄せられた意見を踏まえて、境港市議会はこの『基本条例検証最終報告書』を確定しました。

3) 基本条例には理念規定とその実現のための具体的規定があります。検証作業と評価は、基本条例の基本的理念にそって、次の5つの項目に分けて行いました。

- ① 情報公開、説明責任に関して
- ② 市民意見の把握、市民参加機会の拡大について
- ③ 市長等との緊張関係の保持に関して
- ④ 議会、議員の内部改革について
- ⑤ その他の規定に関して

#### 1. 情報公開、説明責任に関して

##### 【できたこと】

（第3条・情報公開）について私たちは、市民に必要な議会情報を非公開とする考えは

なく、個人情報保護等の観点で特に定めること以外はすべて公開しています。

**(第9条・会議の公開)** 本会議、委員会ともに原則公開としています。本会議はケーブルテレビ（中海テレビ放送）で放送、議事録もホームページで公開され、委員会議事録も事務局にて閲覧に供されています。

**(第4条・説明責任)** を果たすということでは、上記措置とともに、議会として市民懇談会（意見交換会）を開始し、すべての議会とはなっていませんが、議会報告もおこなっています。常任委員会の行政視察報告についても、平成24年12月議会から本会議に先立って行っております。

**(第12条・議会広報)** すでに『市議会ホームページ』で議会情報の多くの部分が公開・広報されています。新年度からの『議会だより』の再刊に向けて準備しています。

また、市民懇談会などを通じて市民から提案のあった、付議される議案の事前公表や議員のメールアドレスの公開などもそれぞれ必要な措置をとりました。

#### **【さらなる改革のための課題】**

この項目では、基本条例で具体的に規定しながら未着手の課題はありません。

この間、さらなる改革課題として議論に上がりながら、残っているおもな課題としては、次のようなものがあります。

- ① 採決に対する個々の議員の態度を公表する問題
- ② 委員会のインターネット中継や録画放送
- ③ 会議の公開措置について、さらなる周知

#### **【評価】**

情報公開、説明責任についての考え方は明確であり、具体的にかかなりの部分が達成できていますが、次々新たな課題も出てきていることから、評価は**70点**と考えています。

## **2. 市民意見の把握、市民参加機会の拡大について**

#### **【できたこと】**

**(第2条・議会の責務)** 「**議会は、市民の意思を代表する議決機関である**」ためには何よりもまず、市民の幅広い意見を聴くことからです。境港市議会は改革協議会の時から、基本条例の策定に先んじてその努力を行ってきました。

**(第11条・意見交換会)** 平成26年、27年と、条例の規定どおり校區別市民懇談会とテーマ別懇談会を開催しました。出された市民要望は所管する常任委員会等で対応を検討し、当局へ提案するなど必要な措置をとって質問者へ直接回答する他、『市民と議会の懇談会 質問等への回答について』として一覧に取りまとめたものを、毎年、『市議会ホーム

ページ』に掲載するとともに、公民館にも配置しています。

要望を即刻、当局に伝えて解決したり、次の議会質問で取り上げる議員の働きは、市民にとって懇談会を一層意義深いものになっています。

もっと幅広い市民との交流拡大へ、平成28年1月から『市議会 Facebook』を開設しています。

#### 【さらなる改革のための課題】

① **（第10条・市民参加）** に関しては、公聴会の開催、参考人招致などどういう場面で活用するのか、そのための手続などはまだ具体的になっていません。

**審議事項に関する市民意見の反映、請願及び陳情審議での意見陳述機会** についてもまだ実現していません。ここも枠組みづくりや要綱制定など引き続き検討が必要です。

② 市民懇談会について、「議会報告を短くし、市民との意見交換の時間を増やす」、「個々の議員の生の声が聞きたい」などの要望に応えた持ち方の工夫が必要です。新年度の市民懇談会に向けて、再刊される『議会だより』を活かした検討を行います。また、「市民に関心が高いテーマ」に絞った懇談会の開催も検討します。

③ 休日・夜間議会、女性議会等の開催と本会議傍聴者への配布資料の充実が、この間提案されながらまだ結論にいたっていません。市民が委員会傍聴をもっと気軽にできる工夫も課題として残っています。

#### 【評価】

ベースとなる市民懇談会の取り組みなどで、議会としてかなり頑張っていると自負していますが、**（第10条・市民参加）**の具体化が遅れています。評価は**50点**と考えています。

### 3. 市長等との緊張関係の保持に関して

#### 【できたこと】

**（第2条・議会の責務）** について、幅広い市民意見の聴取の上に立って、「**議会は、市民の意思を代表する議決機関である**」ため欠かせないのは、**（第13条・緊張関係の保持）市長等との緊張関係の保持**です。

この点での環境整備として、**（第14条・論点の明確化）**で定める一問一答方式を実施し、残時間表示計の設置も終わりました。市民によりわかりやすく、議員も残時間を考えながら質問を組み立てることができるようになりました。ですがこれは環境整備に過ぎず、これで緊張関係が保持できるものではありません。

#### 【さらなる改革のための課題】

① **（第15条・重要政策等の説明及び審議等）** については、この間も水木しげるロー

ドリニューアル事業、美保基地周辺まちづくり事業、地方創生にともなう総合戦略など市政をめぐる重要課題が相次ぐなか、議会としても「十分とは言えないが、今までよりは」より詳しい資料と説明を求める機会が増えています。しかし、この第15条の規定を活用する場面はつくれていません。

「市議会が計画段階からかわりを持ち、より多くの市民の声が計画に反映できる」よう、ここでいう重要政策とは何か、どのような案件なら活用できるのか、するのか、議会としての合意形成の仕組みづくりが急がれます。

② **(第16条・議決事件の追加)** については、例えば、「米子市との市域に係ること、中海圏域での共同事業などについて」や「今後予想される市民会館建て替え構想全体の議案化の検討」を求める提案がありますが、その具体的議論が残されています。

#### 【評価】

市長等との距離感、間合いをどうとるか、個々の議案に関してどういう政策判断をするかは、議員一人ひとり、あるいは会派の**政治姿勢、政策判断**と言うしかなく、議会としての評価は困難ですが、「もっと市民目線で当局と厳しく議論して欲しい」という市民の想いを共有し、できた環境を活かしてよりシャープな論戦に努めようというのは、議会共通の思いです。評価は**50点**と考えています。

## 4. 議会、議員の内部改革について

### 【できたこと】

こうして議会、議員がより深く市民と交流し、その市民意思を代表して、市長等との論戦や議員間での議論を通じて政策実現の役割を果たすには、**(第5条・議員の責務と役割)**で定めるように個々の議員の絶えざる研さん、政策形成能力の向上が欠かせませんし（自己改革）、議会としての、議員資質向上の取り組みや合意形成の努力（内部改革）が必要で、この間も基本条例にもとづいて取り組んできました。

**(第17条・議員間討議及び合意形成)**のため、委員会審議を《質疑》、《議員間討議》、《討論・採決》と分離し、審議日数を増やして論点整理も行い議員間討議が始まったことは前進です。閉会中の常任委員会開催についても議論しています。

**(第20条・議員研修)**として、毎年、常任委員会の行政視察を実施しているほか、会派または議員個人として政務活動費を活用し研修や視察を行い、その成果は、議員や会派の政策能力となって活かされるほか、直接、議会質問に反映されるなど市民要望の実現や市政改革に役立てられています。

**(第7条・会派)**に定める、必要に応じた会派間の**合意形成努力及び少数意見の尊重**に

については規定にそって運用されています。

**(第6条・危機管理への対応)** については、議会の自覚的取り組みとして、基本条例施行前から大規模災害時に境港市議会災害対策協議会を設置する要綱を定めて、緊急の連絡ルートを確立しており、基本条例施行に合わせて改正も行いました。

**(第8条・議員の政治倫理)** については、その後の検討を通じて、今年4月から『境港市議会政治倫理条例』を施行しました。

**(第23条・予算の確保)** については、基本条例の施行以降、議員質問席と残時間表示計の設置、議会運営委員会の先進地視察など、必要な予算はいずれも措置されました。一方で、当局や議会事務局から議員への情報提供を、従来のFAX送信を廃止しメール配信に切り替えるなど経費節減にも努めています。

平成28年度以降、議会だよりの再刊には新たな予算措置が必要となりますが、発行するからにはより市民に役立つものとなるよう努めなければなりません。

また、委員会等でのタブレットなど情報端末の使用を認めることとして、使用に関する基準を定め、平成28年3月定例会市議会から運用を開始します。

#### 【さらなる改革のための課題】

① 議員間討議は、まだ活発とは言えないのが現状です。個々の議員の見解を明確にした上での論点、争点の掘り下げ方など、工夫と努力が必要です。

② 「通年議会の検討」や個別事業について質疑や評価にとどまらず、「予算編成や執行結果の全体像や評価について総括的な質疑」、時期も含めた予算・決算審議のあり方の見直しなどが検討課題となっています。

③ **(第7条・会派)** に定める会派間の合意形成努力については「不十分」との指摘もあり検討課題です。

④ **(第19条・調査研究機関の設置)** に関してもこの間、設置の場面はありませんでした。「必要とするのはどういった場合か、その内容、手続き規程」などを明確にすることが必要です。「公共施設マネジメント計画や公共下水道、国民健康保険・介護保険」などをめぐる大きな調査・研究の場が準備されても良いかもしれません。

⑤ **(第20条・議員研修)** に関しては、議会実務研修や新人議員研修の充実、市政に関わる現場視察の実施などの課題も新しく提案されています。

⑥ **(第21条・議会事務局の強化)**、**(第22条・議会図書室)** は、一般的願望にとどまり未着手となっています。議会活動の活性化にともない議会事務局の業務量は増え、職員の負担は増えています。職員体制の充実も課題となっています。

#### 【評価】

議員間討議など前進もありますが、論点の抽出の仕方や議論の掘り下げ方などは引き続き課題ですし、議会改革と請願・陳情等にかかわる案件以外に、議会としてあるいは会派や議員が提出した議案はありません。重要な市政課題に議会としての政策提案のできる調査研究、合意形成の枠組み構築などは未着手あるいはまだまだです。評価は **60点**と考えています。

## 5. その他の規定に関して

(第24条・議員定数)、(第25条・議員報酬)に関しては、本市の財政状況、将来見通し、社会経済情勢、市民の意見などを総合的に判断し、取り急ぎ改正の必要ないものと考えます。

(第26条・政務活動費)については、各地で不正使用が相次ぎ批判の的にもなっていますが、境港市議会では多くの会派で先進自治体の視察やセミナー受講、政策図書や資料の購入など積極的に活用され、もともと行政の素人である多くの議員にとって政策能力の向上に役立っているほか、その後の一般質問等に活かされて市民の願い実現や市政の改革に役立てられています。収支報告書等は提出されており、使途基準に照らして不適切な使用はありません。

現在は月額13,000円ですが、議会としては一層の議員活動の活性化を支えるため月額20,000円に引き上げたいと考えています。

政務活動費による視察(研修)報告書は平成28年度から、収支報告書は平成27年度分から市議会ホームページで公開する予定です。

## むすび -- 全体的評価と条例改正について

基本条例施行後、それぞれの規定にもとづき、議会改革を頑張ってきたという自負はありますが、やってみて気がつく問題もあり、なお努力を要する部分、未着手の課題もあります。達成度の評価は、頑張っているが、道半ば=60点と考えています。

基本条例を急いで改正しなければならないという課題は見当たらず、いま、条例改正の必要はないと考えます。まだ条例施行2年目。この検証を踏まえて引き続き改革課題を遂行していく段階だと考えています。